

令和 7 年第 1 回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

2 月定例会会議録

令和 7 年 2 月 1 2 日 開会

同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会（午後2時）	3
広域連合長の開会のあいさつ	3
議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸般の報告	4
日程第4 議案第1号 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件	4
日程第5 議案第2号 令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件	5
議案第3号 令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件	5
日程第6 議案第4号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件	8
議案第5号 令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件	8
日程第7 議案第6号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件	11
日程第8 議案第7号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件	12
議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件	12
日程第9 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	13
日程第10 議員提出議案第1号 大阪府後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の件	14
日程第11 一般質問	14
広域連合長の閉会のあいさつ	22
閉会宣告（午後3時05分）	22
会議録署名	23

令和7年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（2月定例会）会議録

令和7年2月12日（水曜日） 午後2時開議

○出席議員

1 番	出雲 輝英	2 番	谷井 正佳
3 番	西崎 照明	4 番	前田 和彦
5 番	大西 耕治	6 番	小堀 清次
7 番	泉井 智弘	8 番	江澤 由
10 番	瀬戸 健太	11 番	澤田 貞良
12 番	岡本 宗城	13 番	金銅 宏親
14 番	伊藤 政一	15 番	松井 康祐
16 番	高橋 圭子	17 番	濱田 千秋
18 番	木戸 晃	19 番	永並 啓
20 番	中川 博		

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	横山 英幸
副広域連合長	辻 宏康
副広域連合長	古川 照人
事務局 長	村上 光司
事務局次長兼 総務企画課長	吉澤 清文
資格管理課長	岡野 秀隆
給付課長	東 真由美

○職務のため出席した者

書記	田島 香織
書記	天川 卓

○議事日程

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件 |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 令和 6 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件 |
| | 議案第 3 号 | 令和 6 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件 |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和 7 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件 |
| | 議案第 5 号 | 令和 7 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| | 議案第 8 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 |
| 日程第 10 | 議員提出議案第 1 号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 日程第 11 | 一般質問 | |

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後２時００分 開議

○永並議長 ただいまより令和７年第１回大阪府後期高齢者医療広域連合議会２月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

後期高齢者医療制度につきましては、皆様ご承知のとおり、団塊の世代の方が75歳を迎えたことから、ここ数年で被保険者数が大幅に増加し、現在、被保険者数は133万人を超えています。制度開始時と比較すると約1.8倍の被保険者数となっており、増加の傾向は今後も当面の間、継続するものと推測しております。

このような状況の中、昨年12月１日をもって紙の被保険者証の新規発行が終了し、12月２日以降は、基本的にマイナンバーカードを被保険者証として利用するなど、医療保険制度を取り巻く環境は大きく変革の時期を迎えています。

広域連合といたしましては、今後とも国の動向を注視しつつ、関係市町村などと連携しながら、様々な制度変更に対し速やかに対応を図ってまいります。

さて、本日の定例会におきましては、副広域連合長の選任、令和６年度の補正予算、令和７年度の予算及び各種条例の改正につきましてご審議をいただくこととしております。議員各位におかれましても、引き続き格段のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○永並議長 ありがとうございます。

続いて、本日の出席状況を確認いたします。本日の出席議員は19名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達しております。

これより会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、６番、小堀清次議員、７番、泉井智弘議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日、２月12日の１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、２月12日の１日と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に配付しております現金出納検査結果報告書のとおり、令和６年10月分から12月分までの例月現金出納検査が実施されました。監査委員から議長宛てに報告がありましたので、ご報告申し上げます。

日程第４、議案第１号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第１号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてご説明をいたします。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第４項において、広域連合長が関係市町村の長のうちから議会の同意を得てこれを選任すると規定されておりますことから、大阪狭山市、古川照人氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第１号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました古川照人副広域連合長が会議に出席されます。

古川副広域連合長から挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

〔副広域連合長 古川照人君 登壇〕

○古川副広域連合長 ただいまご紹介にあずかりました、副広域連合長を仰せつかりました

大阪狭山市長の古川照人でございます。

野田広域連合長をしっかりと支え、そしてまた後期高齢者医療制度、この運営を円滑に進めることができますように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○永並議長 ありがとうございました。

日程第5、議案第2号「令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件」及び議案第3号「令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 それでは、私のほうから、議案第2号、第3号につきまして、一括してご説明してまいります。

まず、議案第2号、令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第2号」と表記しております令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,314万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、9ページ以降の一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16ページ、17ページをご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、2目償還金を12万2,000円増額しております。これは、令和5年度に受入れ超過となりました国庫補助金を返還するものでございます。

次に歳入をご説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を3,470万1,000円減額し、4款1項1目繰越金を3,482万3,000円増額しております。これは、11月議会で認定いただきました令和5年度決算による繰越金3,482万3,000円から、先ほど歳出で説明いたしました国庫への返還金12万2,000円を差し引いた額3,470万1,000円を市町村負担金より減額するものでございます。

続きまして、議案第3号、令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第3号」と表記しております令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）予算書・説明書の3ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ286億9,336万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆4,114億8,655万8,000円と定めるものでございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきまして、8ページ、第2表債務負担行為補正に記載しております健康診査受診券及び歯科健康診査実施案内に係る印刷及び封入封緘業務の限度額を増額するものでございます。

詳細につきましては、9ページ以降の令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書によりご説明いたします。

先に歳出から説明させていただきますので、16、17ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1億701万4,000円増額しております。これは、マイナ保険証の利用促進及び次年度の円滑な定期判定を実施することを目的とし、マイナ保険証保有者に対して、既にマイナ保険証が利用可能であること、また、次年度に資格情報のお知らせが送付されることについて周知するための経費を新たに計上するものでございます。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目高額療養費を25億6,773万8,000円増額しております。これは、入院に係る高額療養費が当初の想定を上回る見込みであることから増額補正するものでございます。

次に、3款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金を1億7,010万3,000円増額しております。これは、国保中央会が実施しております特別高額医療費共同事業に係る拠出金が当初の見込みより増加したことによるものでございます。

次に、4款支払基金拠出金、1項支払基金拠出金、1目出産育児支援金を1,046万9,000円増額しております。これは、社会保険診療報酬支払基金へ拠出する出産育児支援金が当初の見込みより増加したことによるものでございます。

次に、6款1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を102億7,619万4,000円増額しております。これは、医療給付費の予想外の増加や次期以降の保険料増加抑制の財源として充てるため、令和5年度決算認定による剰余金の一部及び医療給付費準備基金の運用益を同

基金に積み立てるものでございます。

次に、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金等、1 目償還金を155億6,184万4,000円増額しております。これは、令和5年度に受入れ超過となった市町村、国及び府の医療給付費負担金並びに国庫補助金の各返還によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

1 款市町村支出金、1 項市町村負担金、1 目事務費負担金を11億9,744万5,000円減額しております。これは、11月議会で認定いただきました令和5年度決算による繰越金の増額に伴い、市町村の事務費に係る負担金が一部不用となることによる減でございます。

次に、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金を1 億701万4,000円増額しております。これは、歳出でご説明いたしましたとおり、マイナ保険証をお持ちの方に対する周知経費が国の特別調整交付金の補助対象経費となることによるものでございます。

次に、5 款1 項1 目特別高額医療費共同事業交付金を1 億7,010万3,000円増額しております。これは、特別高額医療費共同事業拠出金の増額によるものでございます。

次に、6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金を4,280万円増額しております。これは、今年度、医療給付費準備基金の積極的な運用に努めた結果、利子収入が増加したことによるものでございます。

次に、8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目医療給付費準備基金繰入金を25億7,820万7,000円増額しております。これは、歳出でご説明いたしました高額療養費及び出産育児支援金の増額の財源としまして基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

次に、9 款1 項1 目繰越金を269億9,268万3,000円増額しております。これは、令和5年度決算認定により前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページの債務負担行為に関する調書をご覧ください。

健康診査受診券及び歯科健康診査実施案内に係る印刷及び封入封緘業務につきまして、物価高騰等により必要経費が当初の想定を上回る見込みのため、限度額を増額させるものでございます。

議案第2号、第3号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第2号及び議案第3号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより、議案第2号、議案第3号の2件を一括して採決します。

お諮りいたします。以上の議案について、原案のとおり可決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第２号、議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第４号「令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件」及び議案第５号「令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件」、以上２件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 それでは、議案第４号、第５号につきまして、一括してご説明いたします。

まず、議案第４号、令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第４号」と表記しております令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算書の１ページをご覧ください。

第１条におきまして、歳入歳出それぞれ２億８,４３９万４,０００円と定め、第２条では、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第３条におきまして、一時借入金の最高額を６,０００万円と定めております。

次に、２ページ、３ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示ししております。

次に、４ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項をお示しいたしております。

それでは、詳細につきましては、別冊となります令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の１ページに歳入の総括、２ページ及び３ページに歳出の総括を記載しております。一般会計歳入歳出予算の総額は２億８,４３９万４,０００円で、前年度と比較して８６３万３,０００円の減となっております。

次に、４ページ、５ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目市町村負担金につきましては、令和６年度に実

施いたしましたＯＡサーバー等の設定変更などの単年度経費が減したことなどに伴いまして、前年度と比較して減となっております。

次に、６ページ、７ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

６ページ中段の２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費につきましては、市町村派遣職員人件費負担金の増などにより、前年度と比較して増となっております。

次に、８ページ、９ページをご覧ください。

２目電子計算費につきましては、さきに歳入でご説明したとおり、令和６年度に実施いたしましたＯＡサーバー等の設定変更などの単年度経費が減したことなどによりまして、前年度と比較して減となっております。

次に、１２ページ、１３ページをご覧ください。

こちらには、特別職及び一般職の給与費明細書をお示ししております。

次に、１４ページ、１５ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書として、年度をまたいで業務を行う必要のある事項をお示ししております。

議案第４号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案第５号、令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第４９条の規定によりまして、後期高齢者医療に関する収入及び支出について特別会計を設けることが義務づけられているものでございます。

それでは、資料につきましては、左上に「議案第５号」と表記しております令和７年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算書の１ページをご覧ください。

第１条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１兆４,３９１億５７２万３,０００円と定め、第２条では、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第３条におきましては、一時借入金の最高額を７００億円と定め、第４条では、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、２ページ、３ページをご覧ください。

こちらでは、歳入歳出予算の款項別金額及び合計額をお示しいたしております。

次に、4ページをご覧ください。

こちらでは、債務負担行為の事項をお示しいたしております。

それでは、詳細につきまして、別冊の令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書によりご説明いたします。

まず、説明書の1ページに歳入の総括を、2ページ及び3ページに歳出の総括を記載しております。歳入歳出予算の総額は1兆4,391億572万3,000円で、前年度と比較して569億7,840万9,000円の増となっております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金、1目事務費負担金につきましては、銀行振込手数料の改定や郵便料金の改定等により、前年度と比較して増となっております。

2目保険料等負担金は、市町村が徴収した保険料及び保険基盤安定に係る負担金、3目療養給付費負担金は、療養給付費に係る定率の市町村負担金でございますが、いずれも被保険者数の増加に伴いまして、前年度と比較して増となっております。

なお、被保険者数の年度平均見込みは136万6,173人で、前年度比較で3万6,694人の増加を見込んでいます。

2款国庫支出金から、6ページ、7ページの3款府支出金及び4款支払基金交付金につきましても、被保険者数の増加に伴う保険給付費の増等により、前年度と比較して増となっております。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会が実施しておりますレセプト1件当たり400万円を超えるもののうち200万円を超える部分に当たる特別高額医療費共同事業費に対する交付金でございますが、対象となる医療費総額が増加見込みであるため、前年度と比較して増となっております。

6款財産収入は、医療給付費準備基金の運用に係る利子収入ですが、今般の銀行預金利率が増加したことにより、前年度と比較して増となっております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

8款繰入金、1項基金繰入金、1目医療給付費準備基金繰入金の100億円につきましては、令和6・7年度の保険料改定に当たり、同基金から2年間で200億円を保険料軽減のための財源として投入することといたしており、2年度目として令和7年度に繰入れする額でございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の主な内容につきましては、資格管理事務、保険給付事務に係る委託料、人件費負担金、通信運搬費及び手数料等でございますが、先ほどの歳入の事務費負担金でもご説明いたしました、銀行振込手数料の改定や郵便料金の改定等により、前年度と比較して増となっております。

続きまして、14ページ、15ページをご覧ください。

上段の2 目電子計算費につきましては、令和6 年度中に次期標準システムの導入が完了することに伴う現行の標準システムリース料の減や標準システムの改修経費の減などにより、前年度と比較して減となっております。

中段の2 款保険給付費につきましては、被保険者の増加等に伴いまして、前年度と比較して増となっております。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、2 目保健・介護予防の一体的実施事業費につきましては、府内43市町村の人件費上昇に伴うなど事業費が増加したことによりまして、前年度と比較して増となっております。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

こちらには、一般職の給与費明細書をお示ししております。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

こちらには、債務負担行為に関する調書をお示しいたしております。

議案第5 号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第4 号及び議案第5 号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより、議案第4 号、議案第5 号の2 件を一括して採決します。

お諮りいたします。以上の議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4 号、議案第5 号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6 号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一

部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 それでは、議案第 6 号、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第 6 号」と表記しております提出議案をご覧ください。

本条例は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に基づきまして、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準が見直されたことに対応するため、本広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、均等割 5 割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乘じる金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に、均等割 2 割軽減の所得判定基準について、54 万 5,000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第 6 号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件」及び議案第 8 号「大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件」、以上 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第 7 号、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 8 号、大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第 7 号」、「議案第 8 号」と表記しております提出議

案をご覧ください。

令和6年10月に、大阪府におきまして、人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与に関する条例及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部が改正されたことを受けまして、当広域連合でも、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、当該条例の改正に準じ、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおり、議案第7号が職員の地域手当、期末手当及び勤勉手当の引上げと給料表の改正、議案第8号が給料表の改正となっております。

施行期日は公布の日から施行し、改正後の規定は、地域手当に関する規定は令和7年4月1日から、その他の規定は令和6年4月1日に遡及して適用いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第7号、議案第8号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきましてご説明いたします。

資料につきましては、左上に「議案第9号」と表記しております提出議案をご覧ください。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたことから、関係条例につきまして所要の改正を行うため、本条例を制定するものでございます。

内容としましては、議案に記載の4件の条例中、「懲役」または「禁錮」の規定を「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用につきましては、なお従前の例によることといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第 9 号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議員提出議案第 1 号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

出雲輝英議員。

〔1 番 出雲輝英君 登壇〕

○出雲議員 広域連合議員を代表いたしまして、議員提出議案第 1 号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布され、刑法上の刑罰について、これまで「懲役」と「禁錮」であったものが、本年 6 月 1 日から「拘禁刑」に一本化されることから、本条例中に規定されている「懲役」の字句を「拘禁刑」に改める必要があるため、本条例を改正するものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議員提出議案第 1 号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、これを許可します。

小堀清次議員。

〔6 番 小堀清次君 登壇〕

○小堀議員 6 番、堺市選出、小堀清次です。

ただいま可決成立いたしました議案第3号、令和6年度特別会計補正予算でも高額療養費が約25億6,000万円増加いたしてございます。また、連合長がお示しになりましたとおり、団塊の世代が後期高齢者になられるという中にあって、まさに今、変革の時を迎えておるのではないかと考えてございます。そうした中でお尋ねいたします。

高額療養費制度についてです。今国会において医療保険制度改革の議論が行われており、高額療養費制度の見直しが提起されております。まずはその高額療養費制度の概要、仮に厚生労働省案のとおり制度が成立した場合、本広域連合加入者である被保険者に与える影響をどのように想定しておられるのかお聞かせください。

2つ目に、健診受診率の向上についてです。

我々が目指す大阪府民の健康寿命の延伸は、一つの事業のみにより解決する課題ではなく、あらゆる保健事業を複合的に合わせて進めていかなければならないと考えております。中でも、先の議会でもご議論申し上げた健康診査・歯科健康診査の受診率の向上は、保健事業の対象者の把握の出発点となるため、最も優先順位の高い事業であると考えます。先の議会では、受診率向上のための取組みについて質問いたしまして、行動経済学等を用いた受診行動を促す工夫や再勧奨の対象者抽出条件の再検討の必要があると申し上げました。

そこでお聞きいたしますが、令和7年度に向けて、先の議論を踏まえて具体的に検討していただいていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施についてでございます。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、個々の健康状態に合わせた疾病重症化予防と生活機能維持の両面の支援、保健事業と介護予防を一体的に行うことを目指した取組みである高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施についてです。本事業は、後期高齢者の保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組みと一体的に実施するものであり、健康寿命の延伸のためには、健診結果を起点とし、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを両輪として効果的に実施していくことの重要性をこれまでご指摘申し上げてまいったところでございます。

先の議会答弁では、住民主体で介護予防に取り組む通いの場等を活用したポピュレーションアプローチの実施率については、令和6年度は日常生活圏域の88%での実施にとどまっているとお聞きいたしました。令和7年度についてはどのように推移しているのかお聞かせください。併せて、府内市町村の日常生活圏域はそれぞれどのように設定されているのかも併せてお示しください。

以上で1回目の質問を終わります。

○永並議長 質問に対し、理事者の答弁を求めます。

東給付課長。

〔給付課長 東 真由美君 登壇〕

○東給付課長 1つ目の高額療養費制度についてお答えいたします。

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、被保険者が医療機関や薬局の窓口で支払った額が一月で上限額を超えた場合に、その超えた金額を保険者が支給する制度です。毎月の上限額は、被保険者の所得水準によって区分されております。また、70歳以上の方には外来だけの上限額も設けられております。

国の制度見直し議論におきましては、高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は年々増加しており、全医療保険の合計で平成27年度の数値を100とすると、令和3年度には医療費は107、高額療養費は114に増加しております。結果として保険料が増加してきていることから、それに対処するため、セーフティーネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から見直すものです。

各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げるとともに、住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を実施し、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るとことが示されております。

本広域連合では、全被保険者約133万人のうち毎月約24万人の方に高額療養費を支給しておりますので、これらの方々に何らかの影響がある可能性がございます。

次に、2つ目の健診受診率の向上のための取組みについてお答えいたします。

まず、医科健診の受診率向上については、前回の議会でご提案いただいたように、医療費に占める割合の高い骨折に注目し、令和7年度の健診の案内文書に、骨折の予防が健康寿命の延伸に大きな効果があることをお知らせし、受診行動を促すような内容を盛り込むことを検討しております。

また、医科健診、歯科健診の再勧奨については、効果的な対象者の抽出基準の検討が必要とのご意見を前回の議会でもいただきましたので、令和7年度の再勧奨送付対象者については、現在の年齢のみの抽出基準ではなく、過去の受診歴等も組み合わせた抽出基準を検討し、実施してまいります。

次に、3つ目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施についてお答えいたします。

まず、府下日常生活圏域における通いの場等を活用したポピュレーションアプローチの実施率についてですが、令和7年度は99.2%となる見通しでございます。残る圏域につきましても、当該市が段階的に拡大していただいております、できるだけ早期に100%になるよう努めてまいります。

次に、日常生活圏域の設定については、厚生労働省の指針では、「各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に置いて、例えば中学校区単位など、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること」と示されております。この指針に基づき、大阪府下市町村においても、地域の実情に応じて様々な規模の圏域が設定されているものと認識しております。

以上でございます。

○永並議長 小堀議員、引き続いて質問はございますか。

小堀議員。

〔6番 小堀清次君 登壇〕

○小堀議員 ご答弁いただきありがとうございました。

先ほどご答弁にありましたとおり、高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は年々増加しておるということについては、令和6年度特別会計補正予算でもこの点については認められたところであろうかと思えます。

しかしながら、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合い、非常に素晴らしい理念だとは思いますが、一方でこの点についてSNSなどでのいろんな議論などを見てまいりますと、やはり若い方については将来どのような医療リスクを伴うのかという想像性がいまひとつ欠けておるのではないかと思うところもあり、一方で、我が国の根幹であるセーフティーネット、これをやはりしっかり守っていく必要があるのではないかと考えています。先ほどご答弁にあった全被保険者133万人のうち、毎月約24万人という非常に大きな割合の高齢者の方に影響を与えるということについては、やはり我々としてしっかり考えていく必要があるのではないかというように思います。

そういった意味からお尋ねを申し上げたいわけですが、この高額療養費制度の見直しについて、その要因が高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額が年々増加しているということが冒頭にありましたが、先の議会では、大阪府における後期高齢者の医療の傾向についてお尋ねし、医療費全体の上位10疾病が占める割合等についてご答弁をいただいたところ

です。一方で、先ほどの高額療養費の増額補正の説明で、今年度は入院に係る高額療養費が当初の想定を上回る見込みであるのご説明がございました。

そこで、大阪府後期高齢者医療において特に高額となっている診療とはどのようなものであるのか。1件当たり飛び抜けて高額な薬剤を使った治療を受けている被保険者はいらっしゃるのか。また、1か月当たり上位10件の高額レセプトについての傾向と、特定の薬剤が高額なのであれば、その薬剤名なども併せてお伺いしたいと思います。

次に、受診率向上についてです。

受診率向上の取組では、先の議会でご提案申し上げた、健診の案内文書に骨折についても積極的に取り上げ、受診行動を促すような工夫を検討していただけることについては理解をいたしました。しかしながら、転倒という場合、10センチとか15センチとか大きな段差で骨折されるというよりも、ご高齢者の場合、おおむね約2センチ、大体前期高齢者の時代には難なく、気にすることなくクリアできた小さな段差が、あるときから、この2センチが、足が上がりなくなると転倒する。その結果、大腿骨の骨折、それに伴う入院の長期化、そして認知症の発症など、そういったことも十分あり得るんだということをしっかりと分かるように伝えていただきたいと思います。そのためには、受け手である高齢者にとって読みやすいものでなければならないというように考えております。その点についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

また、先ほど医科健診の案内文書についてはご答弁がありましたが、医科健診よりさらに受診率の低い歯科健診の案内文書についても、先の議会での議論を踏まえ、いかに改善をしていかれるおつもりか、併せてお聞かせください。

一体的実施についてです。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチの実施率が、令和7年度は99.2%となる見通しで、令和6年度より拡大していることは改めて評価をしたいと思います。しかしながら、ポピュレーションアプローチの量的確保は向上傾向にあることが認められますけれども、量的確保のみならず、通いの場の質的向上にも注力していかなければならないのではないかと考えてございます。

健康寿命の延伸の為に、今後は通いの場等を活用したポピュレーションアプローチの実施内容の充実が課題であり、そのためには、より多くの専門職の介入が必要であると考えますが、現在の通いの場への専門職の介入状況も併せてお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○永並議長 質問に対し、理事者の答弁を求めます。

東給付課長。

〔給付課長 東 真由美君 登壇〕

○東給付課長 1つ目の高額レセプトについてお答えいたします。

直近半年間で審査した400万円を超える高額レセプト1,414件のうち上位10件について診療内容を確認したところ、5件で特に薬剤料が高額でした。3件が悪性リンパ腫と多発性骨髄腫で、薬剤料はプレランジ静注とアベクマ点滴静注で、いずれも約3,260万円。2件が後天性血友病で、約2,300万円と約2,800万円でした。その他の傷病は、胸部大動脈瘤、心筋梗塞、敗血症で、10件中8件が2,000万円を超えるレセプトでした。

次に、2つ目の健診受診率の向上のための取組みについてお答えいたします。

健診の案内文書につきましては、医科、歯科ともに受診の仕方や健診項目、受診時の注意事項など、お伝えしたいことが多くございますが、受け取り手である後期高齢者の立場に立ち、可能な限り読みやすく分かりやすい表現にし、イラストやグラフ、チェックリストなどを活用するよう検討してまいります。

歯科健診の案内文書につきましては、今年度、保健医療関係者、学識経験者にお集まりいただき、歯科健診の分析結果を活用した検討委員会を開催しました。委員会では、大阪大学に委託しているデータ分析の結果を活用し、被保険者の介護予防と健康寿命の延伸に向けた有効な保健事業の在り方について検討を行いました。その中で、歯科健診の受診率向上のためのご意見を頂戴し、前回の議会でのご提案と同じように、被保険者の方に分かりやすい情報提供が必要であるとのご意見を多くいただきました。

先の議会や検討会の結果を踏まえ、まずは令和7年度の歯科健診の案内文書で、奥歯のかみ合わせが悪化すると歯の喪失リスクが6倍になるといった大学の分析結果などを可能な限り後期高齢者に分かりやすくお伝えすることで受診行動を促し、受診率の向上を図ってまいります。

次に、3つ目の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施への専門職の介入状況についてお答えいたします。

一体的実施事業には、保健師、看護師、医師、歯科医師、薬剤師以外にも、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が参加し、それぞれの専門的知識を活かしたハイリスクアプローチでの個別指導やポピュレーションアプローチでの健康教育を行っています。

本広域連合では毎年、各専門職団体に一体的実施の実施状況をご説明し、事業への協力を呼びかけておりますが、本日のご指摘も踏まえ、今後も事業内容の充実を目指し、各専門職との連携に、より一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○永並議長 小堀議員、引き続いて質問はございますか。

小堀議員。

〔6番 小堀清次君 登壇〕

○小堀議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、高額療養費についてでありますけれども、プレランジやアベクマといった非常に高価な薬剤ではありますけれども、これは医学の進歩の結果であり、本来であればこれは人類共通の財産とすべきものであり、残念ながらそうはなっておらず、非常に高額であるということではありますけれども、非常に個人負担が重くのしかかるがゆえに、これらせっかく医学の進歩の結果、治らない病気が治る、あるいはしんどさが軽減されるというものにアクセスができない、あるいはそれが抑制されるというようなことがあってはならないのではないかと考えてございます。この点については後ほど申し述べたいと思います。

次に、受診率の向上についてであります。

専門職の方からも、被保険者の方に分かりやすい情報提供が必要であるとのことのご発言があったとでございますが、ここにも持ってまいりました『健康診査について』ということで、これまだ医科のほうは絵が多少多いですけれども、歯科に至っては字だらけで、はつきり申し上げて、75歳を過ぎられた後期高齢者の方が果たして読みたい内容かということ、私は、読んだら多分大事なことが書かれておるんだと思いますけれども、今給付課長がご答弁された、お伝えしたいことが多くございますとおっしゃられましたけれども、お伝えしたいことが多いから、お伝えしたいことをいっぱい書くのではなくて、やっぱり相手に刺さるようなメッセージを厳選して選んでいただきたいと思います。またあわせて、大学の先生方とも連携して、奥歯のかみ合わせが悪化すると歯の喪失リスクが6倍ということでしたけれども、これについても8020なんていう言葉があるように、80歳まで自分の歯を20本維持しましょうということは分かっている。だけれども、こんな奥歯のリスクなんていうことを言われても、なるほど、ほな健診を受けようかとはなかなかかならないので、そこについてはぜひ専門家の方々と一緒にしっかりと伝わるようなメッセージを、限られたペーパーではありますけれども、書き込んでいただきたいなというように思います。

さて、先ほども申し上げた高額療養費についてでありますけれども、この間、理事者の皆さんとご議論させていただく中で、高額の治療であっても、必要な医療行為であることが、この間、確認ができました。また、細胞における遺伝子異常等の蓄積が原因で発病することが多いがんをはじめとする様々な病気というのは、その特性から、やはり年齢を重ねれば重ねるだけ発病者が増加する疾患であり、それぞれのがんの種類によって傾向は異なるものの、やはり年を重ねれば重ねるほど罹患する確率が高くなるということは、これはもう明らかであらうかと思っています。

今般、国会でも議論されている厚生労働省案の高額療養費の自己負担額の上限引上げというのは、必要な医療が受けられず、助かる命が助からなくなるなどの健康被害が生じるのではないかと私は危惧しており、ひいては我が国の皆保険制度の根幹を揺るがし、セーフティーネット機能を弱体化させるのではないかと考えています。

今申し上げましたような理由から、これらのセーフティーネットからこぼれる人を救うような手だてを本広域連合独自でも講じる必要があるのではないかとの思いから、事前の打合せの際にこの間議論してまいりましたが、理事者のほうから、本広域連合が独自の制度を設計することは法的に不可能であるとのことでした。それであるのであれば、国に対し、全国の後期高齢者医療の保険者である広域連合が働きかけを行う必要があるのではないのでしょうか。高齢者がいつまでも必要な医療を安心して受けることができる環境の構築のため、本広域連合が積極的に行動を起こすべきときと考えます。これについて、広域連合長のお考えをぜひお聞かせくださいますようお願い申し上げます、私の質問といたします。

○永並議長 質問に対し、理事者の答弁を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 高額療養費についての再度のご質問、またご提言でございますけれども、議員ご指摘のように、高額療養費の自己負担額の上限引上げにより、後期高齢者が必要な医療の受診を制限されることは避けるべきであり、セーフティーネットの機能を弱体化させるべきでないと私も考えます。

一方で、医療の高度化や新薬の開発などに伴って年々増大する医療費や後期高齢者の一部を負担する現役世代の人口が減少する中で、公的医療保険制度である後期高齢者医療制度を持続可能なものとするためには、全世代型社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、被保険者の負担増の議論は避けて通れない状況となっております。

厚生労働省が設置する社会保障審議会医療保険部会においても、所得の低い方への影響を最小限とするべきであるという意見が多く、委員から発言されております。当広域連合においても、被保険者が引き続き必要な医療を受けられるよう、国等に対してしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○永並議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして原案のとおりご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○永並議長 これをもちまして、令和7年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 永並 啓

署 名 議 員 小堀 清次

署 名 議 員 泉井 智弘